



所得税 町・県民税

申告は 3月16日(月)まで!

平成27年度所得税の確定申告と町・県民税の申告期限は3月16日(月)です。
確定申告は税務署の会場で受け付けますが、簡易なものは、別表のとおり町役場で受け付けています。

《公的年金400万円以下の方》

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要です。(所得税還付を受けるためには、申告が必要です。)

- ① 公的年金以外の所得がある
- ② 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除がある
- ③ 外国から支給される公的年金の収入がある

申告されないと、町・県民税が高くなる可能性があります。

申告会場の案内

	税務署が開設する申告会場	町が開設する申告会場
申告内容	すべての確定申告 (給与・年金・青色・各種譲渡・繰越損失・住宅借入金等(初年)の申告)	・町県民税申告 ・給与・年金所得や医療費控除等の簡易な確定申告 ※所得税の住宅借入金等特別控除(初年)・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方はラスカ会場で申告してください。
場所	平塚駅ビル6階ラスカホール ※ラスカホールでの受付期間中、税務署内での受付は行いません。	役場4階 第1会議室
開設期間	3月19日(木)まで (土・日除く※ただし、3月1日(日)は開場) ※所得税及び復興特別所得税の申告・納付期限は3月16日(月)です。	3月16日(月)まで (土・日を除く)
時間	・相談受付 8:30~16:00 (相談は9:00から開始します) ・申告書提出 8:30~17:00	・申告書作成のアドバイス ・申告書の提出のみ (相談・確認不要の方) 9:00~11:45, 13:00~16:00

問 税務課 ☎内線253・254

教えて!

子ども・子育て支援新制度

4月より

放課後児童クラブ事業が充実

新制度により、平成27年4月から、子育て支援制度においては放課後児童クラブも事業として位置づけられ、充実を図っていくこととなりました。

4月からの新制度が始まるにあたり、町では様々な子育て支援サービスの拡充への取組みを進めています。現在、学童保育クラブは、小学校区ごとに実施しています。新制度の開始に伴い、新たに「大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しました。4月から主に次の2点が変わります。

① 集団の規模

大人数の集団保育を行っていましたが、新しい基準では、保育する児童の人数を40人程度としますので、複数のグループ単位で保育する形に変更します。少人数での保育や活動を通して、よりきめこまやかな児童の情緒面への配慮や安全性の向上に繋がっていきます。

② 支援員について

支援員の数や資格についても条例で定めています。

問 子育て支援課 ☎内線306

グループごとに2名以上の支援員を配置するとともに、その中に専門知識を有した資格者を1名配置することで、さらなる学童保育の質の向上を図っていきます。

学童保育クラブの申込みや詳しい内容については、各学童保育へ直接お問い合わせください。

- ・大磯学童保育所「磯の子クラブ」
(大磯小学校内) ☎(61)5718
- ・国府学童保育会「スマイル・キッズ」
(国府小学校隣接地) ☎(72)3274

国府学童保育クラブ 運営事業者が決定しました!

「大磯町国府学童保育クラブ運営事業者選定委員会」にて選考審査をした結果をもとに、町では、次の事業者に決定しました。4月より運営を委託します。

法人名 社会福祉法人 恵伸会
所在地 平塚市田村二丁目11番5号
代表 理事長 竹内 恵司